令和5年度

市町村交通災害共済会員を募集します

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

交通災害共済とは、皆さんが会費を出し合って、交通事故により負傷した会員の方に見舞金をお支払いする相互 扶助制度です。現在加入している方は、3月31日金で期間満了となります。引き続き加入を希望される方は、申込 手続きをお願いします。

加入資格 ・町内在住で、住民登録されている方

•加入資格者に扶養されており、修学のため町外 に転出している方

共済期間 4月1日出~令和6年3月31日回まで(4月1 日以降の中途加入の場合は、加入申込日の翌日か

ら令和6年3月31日まで)

※他市町村に転出した場合も期間内は有効

会費 500円/人

- 申込方法 ・ゆうちょ銀行・郵便局での申込(12) 月末まで):申込用紙に会費を添えて 申込(町外の関東各都県のゆうちょ銀 行・郵便局でも申込可)
 - 役場窓口での申込:申込用紙に会費を 添えて危機管理課で申込
- ※事故の相手方の損害を補償するもの(自転車保険 など)ではありません。

令和5年度

国民健康保険税の税率(額)を改定します

問合せ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

国民健康保険事業は、加入者の皆様に納めていただく保険税と国・県の補助金等により運営していますが、社会 保険の適用拡大等に伴い、加入者が減少している一方、医療の進歩・高度化により一人当たりの医療費が増加して おり、厳しい財政運営となっています。

今後も安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業の安定的な医療給付を目指して、令和5年度 の税率を改定します。

【国保税率等の改定内容】

改定前 税率	区分	所得割	均等割	賦課限度額
	医療保険分	5.7%	27,000円	630,000円
	後期高齢者支援金分	2.3%	9,000円	190,000円
	介護納付金分	2.0%	10,000円	170,000円

改定後 令和5年度 税率	区分	所得割	均等割	賦課限度額
	医療保険分	6.6% (+0.9ポイント)	30,000円 (+3,000円)	650,000円 (+20,000円)
	後期高齢者支援金分	2.6% (+0.3ポイント)	10,000円 (+1,000円)	200,000円 (+10,000円)
	介護納付金分	2.7% (+0.7ポイント)	12,000円 (+2,000円)	170,000円(据置き)

●国民健康保険に加入している16歳以上の方は 全員所得の申告が必要です!

国民健康保険加入者は、国民健康保険税の算定や軽減 判定、高額療養費の自己負担限度額判定のため、所得の 申告が必要となります。

所得の申告が必要な方

- 国民健康保険の納税義務者である世帯主 (国民健康保 険に加入していない世帯主を含む。)
- 国民健康保険に加入している16歳以上の方
- ※収入がない方や親族の扶養になっている方、遺族年金 や障害年金等を受給している等の非課税所得のみの方 も、町県民税の申告をしてください。

●国民健康保険税の軽減制度

- 所得が一定基準以下の場合は、保険税の均等割額が軽 減されます。(申請は不要)
- 未就学児(小学校入学前)は、均等割額が5割軽減さ れます。(申請は不要)
- 会社の倒産や解雇などにより、離職した方(申請時点 で65歳未満の方)は、保険税の軽減制度があります。 (申請が必要)
- 同一世帯に18歳以下の被保険者(満18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)が 3人以上いる世帯は、3人目以降の均等割額を減免し ます。(申請が必要)

~女性消防団員も募集中~

杉戸町消防団員を募集します

町では、新規消防団員を募集しています。消防団員は、「自 分たちのまちは自分たちで守る | という郷土愛護精神に基づき、 普段は自分の仕事を持ちながら、地域の安心・安全を守るため に活動しています。杉戸町消防団では、職種や年齢を問わず、 様々な人たちが在籍し、それぞれの経験や知識を活かして活躍 しています。

応募資格 下記の活動が可能で町内在住または在勤の満18歳 以上の方

活動内容 ①火災、その他の災害活動

- ②住民に対する防火指導
- ③火災予防運動における消防広報活動
- ④応急手当等の普及啓発活動 など

女性消防団員は、火災発生時の消火活動は行いませんが、 防災訓練での心肺蘇生法等の指導や、火災予防啓発活動な どを行っています。

内線288

問合せ 危機管理課 消防・防災担当





処遇等 ①杉戸町消防団条例に基づき、報酬等を 支給

- ②活動服、靴等の貸与
- ③公務災害補償、退職報償金、表彰等の 制度あり

選考方法 面接による選考

応募方法 危機管理課 消防・防災担当までご連絡 ください。

3月1日水~7日火

全国一斉 春の火災予防運動を実施します

3月1日(水)から7日(火)までの間、春の火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、 火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。

この機会にご自身の防火意識を見直すとともに、火気の使用には十分注意しましょう。

【住宅用火災警報器の設置・維持管理】

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ 遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住 宅への設置が義務付けられています。また、 設置がお済みのご家庭では、おおむね10 年を目安に警報器の交換をお勧めします。

問合せ 埼玉東部消防組合 杉戸消防署



入場料 無料

【第36回杉戸町防火ポスター展】

町内の小学生が描いた火災および救急に関するポス ターを展示します。

日時 3月1日(水)~7日(火) 10時~16時 場所 エコ・スポいずみ 多目的スペース

問合せ 杉戸町危険物防火安全協会

(杉戸消防署管理指導課内) ☎ (33) 6010

優良運転者の表彰申込みを受付けます

管理指導課 指導担当 ☎ (33) 6010

問合せ 杉戸地区交通安全協会(杉戸警察署内) **a** (34) 6801

杉戸地区交通安全協会および杉戸警察署では、優良運転者の表彰を行います。

表彰区分 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年・45年・50年(10区分)

受付期間 3月1日(水)~31日(金)(土・日・祝日を除く)

対象 • 杉戸地区交通安全協会入会者

過去5年以上無事故無違反で、前の表彰区分から、3月31日現在で5年以上経過した方

費用 670円 (無事故無違反証明書費用)

申込方法 免許証、会員証、印鑑持参のうえ、協会事務局(杉戸警察署内)に申込

広報すぎと 令和5年(2023年)2月号